

重点的な取組、共通的な取組

令和7年度の調達改善計画				令和7年度年度末自己評価結果(対象期間:令和7年4月1日~令和8年3月31日)											
重点的な取組	共通的な取組	取組の項目	具体的な取組内容	重点的な取組の選定理由	難易度※1	取組の開始年度	取組の目標(原則、定量的に記載)		実施時期	実施した取組内容	進捗度※2	取組の効果(どのようなことをして、どうなったか)		実施において明らかとなった課題等	今後の計画に反映する際のポイント
							目標達成予定時期					定量的	定性的		
○		指針を踏まえて特に改善に取り組む事項	<p>一者応札改善のためのアンケート調査を引き続き実施する。ただし、回答率が低いことから、アンケート調査に加え一者応札となった案件の担当課において、①なぜ応札しなかったのか、②主な要因は何か、③どのような点に気を付けていけば応札したのか等のヒアリングを実施する。ヒアリング事項は契約関係で作成する。なお、不審案件についてのヒアリングも引き続き実施する。</p> <p>具体的な取組は以下のとおり。 ・アンケート調査を消費者庁ウェブサイトから回答できるようアンケートフォームを作成しており、引き続きそのアンケート結果を検証 ・ヒアリングを仕様書等を受け取りに来た事業者と入札説明会に出席した事業者のうら応札しなかった者に対して実施し、そのヒアリング結果を検証 ・引き続き一者応札ヒアリング結果・改善等回答シートを作成</p>	一者応札となった案件には何らかの理由があり、その理由を探ることで、また、その理由を探る過程で仕様書作成及び調達過程において、どのような点に気を配れば複数者が応札可能となるのか、担当課に仕様書作成の要件の検討を促し、左記の具体的な取組により、事業者等の事情等ではなく、当庁で改善可能な理由が確認された案件について、次年度の継続や類似の案件において必要に対応を図っていくため。	A	H30	R7	R7	<p>入札説明会を入手した者へのアンケート調査、及び一者応札となった案件の担当課において、仕様書等を受け取り、又は入札説明会に参加した結果、応札しなかった事業者へのヒアリングを実施した。</p>	A	<p>アンケート調査については、一般競争入札に付した案件において9件の回答があった。 また、不落随契を含む一者応札案件については、落札決定後速やかに契約担当から担当課にヒアリング実施の指示を行い、一者応札案件29件中10件についてヒアリングを実施した。</p> <p>ヒアリングに対する回答では、人員や体制の確保が困難とするものが8者と最も多く、次いで、専門的技術が必要であるため4者であった。(複数回答可)</p> <p>アンケート調査やヒアリングによる一者応札改善に関する定量的な効果の検証は困難だが、継続的に実施することにより、次年度以降の改善策の検討に活用するため、今後も実施していく。</p>	<p>一者応札の理由を調査することにより、対象期間におけるアンケート調査の回答は9件(前年度21件)であった。 引き続き、アンケートへの協力について、入札説明会等の事業者と接する機会に地道な声掛け等をしていきたい。</p>	・令和8年度も引き続き実施する。		
○		随意契約の見直し	<p>・定期購入物品、不定期の物品調達等については、引き続きオープンカウンター方式での調達を実施する。 また、請負契約(少額随契)についても、オープンカウンター方式での調達が可能なものについては、試行的に導入する。</p>	オープンカウンター方式を導入することにより、見積合わせに参加する事業者が増え、競争性の確保がなされると考えられるため。	A	H31	R7	R7	<p>・随意契約においても、公募により、競争性を確保するため、その効果が期待できる一定程度の分量の調達については、オープンカウンター方式を継続し、 ・請負契約にかかるオープンカウンター方式の試行的導入の結果を踏まえ、さらに拡充が可能か検討するとともに、課題等があれば改善を図る。</p>	A	<p>オープンカウンター方式による調達件数は、7件(前年度同数)であった。また、調達1件につき平均2.6者から見積書の提出があった。その中で新規の(過去5年以内に消費者庁に入札等をしたことのない)事業者が1者あった。</p> <p>なお、請負契約におけるオープンカウンター方式の調達については、対象となる案件が無かったため実績なし。</p>	<p>・オープンカウンター方式による調達において、新規の参加事業者が1者あった。引き続き、新規事業者等に対し、オープンカウンター方式への参加を促し、競争性の確保に努める。 ・可能な範囲で役務契約も含めた調達案件の拡充を図っていく。</p>	・令和8年度も引き続き実施する。		
○		調達改善に向けた審査・管理の充実	<p>一者応札改善への取組を行っていくため、事前審査として、仕様書における調達内容、資格要件等について経費決裁回議時に会計担当において審査を実施する。また、事後審査として一者応札ヒアリング結果・改善等回答シートを基に、担当課において次回調達時における改善策等を提案させ、当該課における次回調達の際の競争性の確保に努める。さらに提出を受け付けたシートを必要に応じてポータルに掲載することで、事業者の要望・参入障壁を各課室の担当職員に共有し、新規案件においても一者応札の抑制を目指す。 また外部有識者による入札等監視委員会を行う際には、一者応札が継続する案件は新たに一覧表に特記することで、委員の案件選定の際の参考としている。 加えて仕様書における参入障壁となる要件等の考え方についてはポータルサイトに会計担当が作成したマニュアル等を掲載し職員に周知するとともに、新規入庁職員には調達事務等に関する研修の実施及びマニュアルの配布を行っている。</p> <p>具体的な取組内容は、下記のとおり。 ・入札参加資格(資格等級等)の緩和(特に資格等級については、契約担当官等が特に必要があると認めるときは等級を追加) ・仕様書の内容の見直し ・入札に参加可能な事業者の事前調査 ・競争参加者を確保するための十分な準備期間の確保 ・業務説明会の開催等による周知徹底 ・公告期間より確保(市場価格調査及び入札公告期間を合わせ最低価格落札方式は3週間以上、総合評価落札方式は4週間以上の公告期間を確保) ・入札等監視委員会による事後審査 ・電子調達システムの電子入札機能を利用した調達の実施 ・会計担当で作成した調達事務等のマニュアル等を活用した新規入庁職員向け研修や既存職員への周知</p>	<p>・情報システムについては、PMO審査において、複数者応札の障害となり得る事項の見直しを行い、担当課においては複数者へ入札参加を呼び掛ける。 ・調査研究については、仕様書の見直し、参加資格の緩和、履行期間の確保、業務説明会の開催を検討する。 ・会議等運営支援については、十分な準備期間の確保の検討を実施する。 ・会計担当においては、分かりやすい仕様書作成や担当課及び事業者にとって無理のない調達スケジュールの検討を行うとともに支払条件の検討を行い、一者応札となる件数の縮減を図る。 ・入札等監視委員会については、年2回開催することを継続していく。</p>	A	H26	R7	R7	<p>一者応札改善への取組を行っていくため、事前審査として、仕様書における調達内容、資格要件等について審査を実施した。また、事後審査として外部有識者による入札等監視委員会を開催した。</p> <p>具体的な取組内容は、下記のとおり。 ・入札参加資格の緩和(特に資格等級については、契約担当官等が特に必要があると認めるときは全等級とするよう検討) ・仕様書の内容の見直し ・入札に参加可能な事業者の事前調査 ・競争参加者を確保するための十分な準備期間の確保 ・業務説明会の開催等による周知徹底 ・公告期間より確保(市場価格調査及び入札公告期間を合わせ最低価格落札方式は平均23日間、総合評価落札方式は平均32日間の公告期間を確保) ・入札等監視委員会による事後審査(令和7年7月、令和8年1月に開催) ・電子調達システムの電子入札機能を利用した調達の実施</p>	A	<p>競争契約案件は118件、1,549百万円(前年度115件、1,232百万円)であり、件数で3件の増、金額で317百万円の増となっている。前年度と比べ件数、金額とも増加している。</p> <p>競争契約案件のうち、一者応札によるものは29件、492百万円(前年度、22件、429百万円)であり、件数で7件の増、金額で63百万円の増となっている。</p> <p>調達経費別に見ると、 ・情報システムは、8件中1件、88百万円(前年度6件中2件、304百万円)であり、件数で1件の減、金額で216百万円の減。 ・調査研究は、48件中13件、95百万円(前年度35件中9件、73百万円)であり、件数で4件、金額で22百万円の増。 ・会議開催等業務は、17件中2件、22百万円(前年度17件中0件、0百万円)であり、件数、金額ともに皆増。 ・印刷製本は、1件中0件(前年度3件中0件、0百万円)、件数、金額ともに増減なし。 ・その他の経費は44件中13件、288百万円(前年度52件中11件、53百万円)であり、件数で2件、金額で235百万円の増、となっている。</p> <p>前年度一者応札案件から今年度複数者応札となった件数は2件、前年度複数者応札から今年度一者応札となった件数は4件であった。</p> <p>また、入札等監視委員会を令和7年7月、令和8年1月に開催し、審査案件22件中6件が一者応札案件となっている。</p>	<p>・令和8年度も引き続き実施する。</p>			
○		調達事務のデジタル化の推進	<p>調達事務の効率化、事業者の利便性を図る観点から電子調達システムの電子入札機能を利用した調達を推進するために、紙入札を希望する場合は別紙を提出させる等を入札説明書等へ記載。また、ポスター掲示及びリーフレットを配布することにより、電子調達システムの利便性等について事業者への周知を行う。</p>	電子調達システムの電子入札機能を利用した調達の実施は、調達事務の効率化、事業者の利便性を図る観点等から、令和7年度においても100%を目標とし、電子契約の件数の増加に努める。	A	R4	-	R7	<p>電子調達システムの電子入札機能を利用した調達の実施。また、ポスターの配布を行い、電子調達システムの利便性等について事業者への周知を行った。また、入札方法は電子入札を原則とし、紙による入札を行う事業者には、紙入札理由書を提出していただくこととしている。</p>	A	<p>電子調達システムの電子入札機能を利用した調達は100%(前年度100%)であり、電子応札件数93件、電子応札率76.9%(前年度100件、電子応札率87.7%)であった。 なお、電子応札率が低下したのは当年度に新規に実施した複数者の調達案件について、電子証明書を取得していない入札参加者が多かったことが要因と考えられる。</p> <p>また、電子調達システムを利用した契約手続は61件であった。前年度の35件から26件増加となり、電子調達システムの利用については、事業者の利便性の向上を図ることができた。</p>	<p>紙入札とした事業者の理由は、以下のとおりであった。 ・電子証明書未取得が40件、 ・電子調達システムの推奨環境に適合していないが13件、 ・事業者側のシステムの更新、入札替えによるものが3件、 ・他の入札と重複しており、システムが利用できないが2件、等となっていた。(複数回答可)</p> <p>上記の結果、電子調達システムの利用ができない主な要因は、事業者側の準備面及びシステムの利用環境によるものであることが明らかとなった。</p>	・令和8年度も引き続き実施する。 ・紙入札とした事業者に対して、利用手順、システムの推奨環境を記載したリーフレットを配布するなど、引き続き、電子調達システムの利便性について周知していく。		

※電子入札率、電子契約率の定義は下記のとおりとする(「オンライン利用率上げの基本計画」(令和3年12月16日 デジタル庁)等)。
 電子入札率=電子応札案件数÷電子入札案件数
 電子契約率=電子契約案件数÷(電子応札案件数+電子入札を行った民間利用者が社以上存在する案件数)
 ※電子入札率・電子契約率の算出に際しては、電子入札を行った民間利用者が社以上存在する案件数を電子契約案件数として算入する。
 ※電子入札率・電子契約率の算出に際しては、電子入札を行った民間利用者が社以上存在する案件数を電子契約案件数として算入する。
 ※電子入札率・電子契約率の算出に際しては、電子入札を行った民間利用者が社以上存在する案件数を電子契約案件数として算入する。

※1 難易度
 A+: 効果的な取組
 A: 免歴的な取組
 B: 標準的な取組

※2 進捗度
 A: (定量的な目標) 目標達成率90%以上
 B: (定量的な目標) 計画に記載した内容を概ね実施した取組
 C: (定量的な目標) 計画に記載した内容を部分的に実施した取組、または実施に向けて関係部局等(他府省庁、自府省庁内の他部局、地方支分部局等)との調整を行った取組
 D: (定量的な目標) 目標達成率50%未満
 E: (定量的な目標) 何らかの理由によって計画に記載した内容が実施できなかった取組、または計画に記載した内容の検討を開始するまでにとどまった取組

その他の取組

調達改善計画		令和7年度年度末自己評価結果(対象期間:令和7年4月1日～令和8年3月31日)	
具体的な取組内容	新規 継続 区分	取組の効果 (どのようなことをして、どうなったか)	
		定量的	定性的
調達適正性の向上 ・競争性のない随意契約をする際は、随意契約審査委員会において、随意契約にせざるを得ない理由を含めてその是非の審査を行うとともに、競争手続への移行を検討する。 ・随意契約については、価格交渉の内容を把握し、適正な価格となっているのか検証を行う。 ・特にシステム関連については、PMO審査において価格の妥当性等の検証を行う。 ・随意契約に係る情報の公表として、契約件名・相手方・契約金額等について、消費者庁ウェブサイトにおいて公表し、透明性の確保を図る。	継続	・随意契約審査委員会を開催し、競争性のない随意契約24件、企画競争による随意契約5件、公募による随意契約3件を審査し、企画競争による随意契約1件、公募による随意契約1件をそれぞれ一般競争入札に移行した。 ・競争性のない随意契約案件及び公募による随意契約案件7件について価格交渉を行い、1件で値引きが行われ、当初提示額から計1,888千円(平均4.5%)が削減された。 ・情報システム関連については、少額随意契約を含む17件についてPMO審査を実施した。	・随意契約を希望する案件の審査を行うことにより、必要に応じて仕様書の見直し等を行い、一般競争が可能と判断されるものについては、一般競争への転換を行っている。
総合評価落札方式への対応 ・情報システム開発、調査、研究、広報等の調達において技術的要素の評価を行うことが重要であるものについては、総合評価落札方式を採用し、事前に適正な評価項目となっているか、価格点と技術点の割合の適正の可否を会計担当で審査し、事業者からの提案書提出後に技術提案内容の履行の確保等を技術等審査会で検証する。	継続	・総合評価落札方式の実施件数は53件であった。	-
汎用的な物品・役務 ・汎用的な消耗品(OA消耗品、コピー用紙等)の調達や役務契約(速記等)については、共同調達を行う。	継続	・汎用的な消耗品(コピー用紙等)、役務契約(速記等)の計17件について、共同調達を実施した。	-
人材の育成 ・会計担当で作成した調達事務等のマニュアル等を活用した新規入庁職員向け研修や既存職員への周知を行い、職員のスキルアップを図る。	継続	・新任職員を中心に内閣府が実施する会計実務研修等に延べ11名が参加した。 ・新規採用者への新人研修の際に契約事務の説明を行った。 (令和5年度より実施)	-
外部有識者による個別調達案件の点検 ・各調達案件について、入札等監視委員会の外部有識者による契約の競争性、公正性等の事後チェックを行う。	継続	・入札等監視委員会を令和7年7月、令和8年1月に開催し、22件について審査を行った。	-
市場価格調査の実施 ・適正な価格で契約を行うため、市場価格調査を積極的に実施し、複数者から見積書を徴取するとともに過去に調達した類似事例等を参考にし、適正な予定価格の設定を行う。	継続		・市場価格調査を積極的に実施することによる徴取した複数者からの見積書や、過去に調達を行った類似案件も参考にし、適正な予定価格の設定を行うことができた。

外部有識者からの意見聴取の実施状況
(対象期間: 令和7年4月1日～令和8年3月31日)

外部有識者の氏名・役職【竹内 啓博(公認会計士・税理士)】 意見聴取日【令和8年6月10日】

意見聴取事項	意見等	意見等への対応
<p>○令和7年度に実施した取組とともに、自己評価全般について</p>	<p>○一社応札件数が22件から29件に増加している要因は事業者側の受注状況を反映したものと推測します。そのような受注環境の中で競争性のない随意契約が減少しており、随意契約とせざるを得ない調達においても一定の競争性を加味している点はプラス評価と考えます。</p> <p>○一社応札となった案件のアンケート調査の回答率が21件から9件へ大幅に減少していることは、一者応札改善へ向けて懸念される点と考えます。ヒアリングは応札業者等の協力が不可欠であることからヒアリングの際に業者への負担を減じる取組が必要と思われる。</p> <p>○電子入札率が87.7%から76.9%に低下している点は、電子入札に参加する業者の電子証明書入手手続を簡素化し、取得期間を短縮するなど改善の余地がないか検討が必要と考えます。</p>	<p>○令和8年度においても、引き続き、入札参加要件の不断の見直しや公告期間の変更・延長を行い、それでもなお一者応札が継続する案件については、価格交渉が可能である参加者確認型の公募随意契約への移行を検討し、経済性の確保に努めてまいります。</p> <p>○ご意見を踏まえ、会計担当並びに担当課室との連携を強化し、かつヒアリングの手法についても見直しを行うことで庁内及び事業者の負担を軽減し、回答率の向上に努めてまいります。</p> <p>○ご意見を踏まえ、必要に応じ電子調達システムや調達ポータル運営等に意見を提出するとともに、事業者に対して電子入札のメリットを伝えることで、電子入札率の向上に努めてまいります。</p>

契約種別規模に係る計数

様式4

(府省庁名 消費者庁)

【令和7年度】

(単位：件、円)

		契約件数	契約金額
競争契約		129	1,629,211,298
	うち一般競争契約	129	1,629,211,298
	うち指名競争契約	0	0
随意契約		39	520,439,161
	うち競争性のある随意契約	10	280,017,484
	うち競争性のない随意契約	29	240,421,677
合 計		168	2,149,650,459

		契約件数	契約金額
本庁	公共工事等	0	0
	物品役務等	168	2,149,650,459
	小計	168	2,149,650,459
地方支分部局等	公共工事等	0	0
	物品役務等	0	0
	小計	0	0
全体	公共工事等	0	0
	物品役務等	168	2,149,650,459
合 計		168	2,149,650,459

応札状況に係る計数

様式5

(府省庁名：消費者庁)

【令和7年度】

○競争契約

(単位：件、円)

応札者数	一般競争契約				指名競争契約				合計			
	契約件数	割合	契約金額	割合	契約件数	割合	契約金額	割合	契約件数	割合	契約金額	割合
1者	33	25.6%	533,017,616	32.7%	0		0		33	25.6%	533,017,616	32.7%
2者以上	96	74.4%	1,096,193,682	67.3%	0		0		96	74.4%	1,096,193,682	67.3%
合計	129		1,629,211,298		0		0		129		1,629,211,298	

○競争契約のうち総合評価落札方式

(単位：件、円)

応札者数	一般競争契約				指名競争契約				合計			
	契約件数	割合	契約金額	割合	契約件数	割合	契約金額	割合	契約件数	割合	契約金額	割合
1者	19	35.8%	440,961,282	87.5%	0		0		19	35.8%	440,961,282	87.5%
2者以上	34	64.2%	63,017,640	12.5%	0		0		34	64.2%	63,017,640	12.5%
合計	53		503,978,922		0		0		53		503,978,922	

○競争性のある随意契約

(単位：件、円)

応募者数	企画競争				公募				不落・不調			
	契約件数	割合	契約金額	割合	契約件数	割合	契約金額	割合	契約件数	割合	契約金額	割合
1者	0	0.0%	0	0.0%	1		41,118,000		2		15,499,000	
2者以上	4	100.0%	216,957,504	100.0%								
合計	4		216,957,504		1		41,118,000		2		15,499,000	
(移行分)					0		0					
(除外分)					3		6,442,980					